

政令番号15 アセナフテン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和2年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	9.7E+1			97.0		3.7E+2	370.0	467.0
8	茨城県	3.7E+0			3.7				3.7
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	3.3E+1			33.1				33.1
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	7.7E+1			76.9				76.9
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	6.8E+3			6,800.0		5.5E+1	55.0	6,855.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	1.0E-1			0.1				0.1
24	三重県								
25	滋賀県	1.4E+0			1.4				1.4
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	1.1E+1			11.0				11.0
29	奈良県								
30	和歌山県	2.0E-1			0.2		6.8E+1	68.0	68.2
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.8E+0			1.8				1.8
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県						2.8E+3	2,820.0	2,820.0
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	2.9E+3			2,901.3				2,901.3
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		9.9E+3			9,926.5		3.3E+3	3,313.0	13,239.5

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。